

序章 計画策定の趣旨

1 . 緑の基本計画策定のねらい

(1)緑の基本計画とは

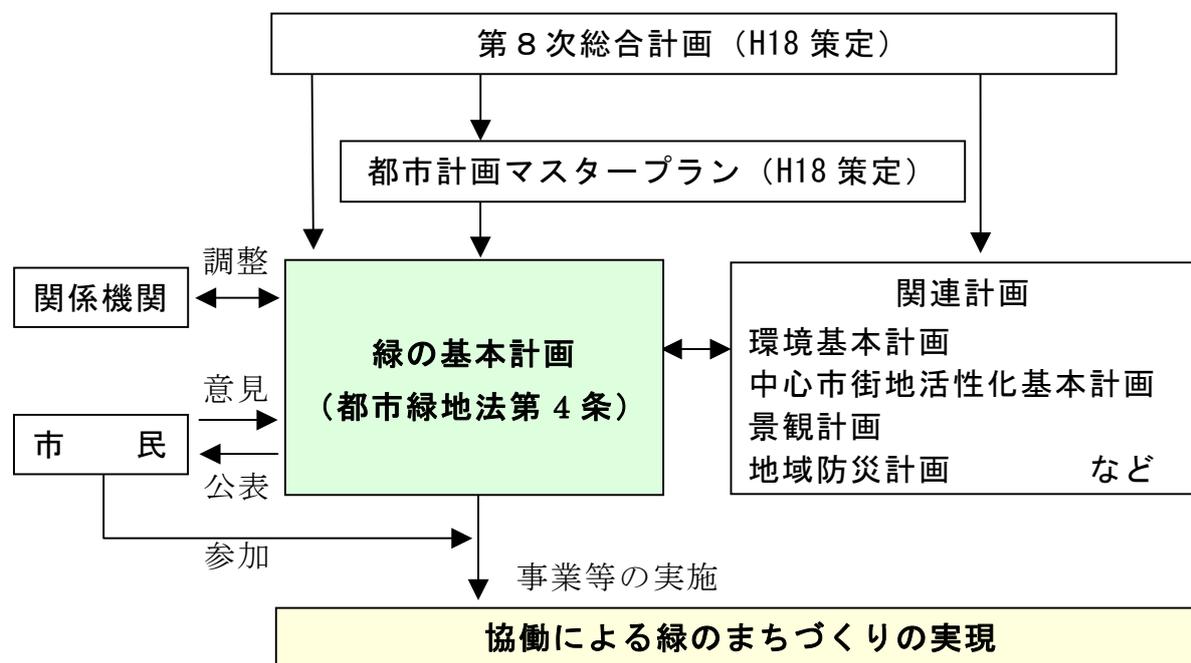
都市緑地法*¹第4条に規定された「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」であり、緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、その目標と実現のための施策等を内容として策定する緑に関する総合的な計画です。

(2)計画の位置づけ

計画の策定にあたっては、第8次総合計画*²及び都市計画マスタープラン*³との整合を図り、環境保全や防災、景観などの関連計画との連携を図りながら取り組んでいきます。

今後は、市民・事業者・市の協働*⁴のもと、本計画に沿った事業・取り組みを進めていくことにしています。

なお、総合計画やマスタープランの改定、社会情勢の変化等に対応するため5年毎に行う都市計画基礎調査等を基に、必要に応じて見直しを行います。



¹ 都市緑地法：良好な都市環境の形成のため、緑地の保全と緑化の推進に関する必要事項を定めた法律。
² 総合計画：地方自治法に基づき、まちづくりの方向やそれを実現するための施策などを定める計画。
³ 都市計画マスタープラン：都市計画法に基づき、都市計画に関する基本的な方針を定める計画。
⁴ 協働：市民・事業者・市などが、それぞれの役割を果たしながら、同じ目標に向かって取り組むこと。

2 . 計画の対象

(1)目標年次

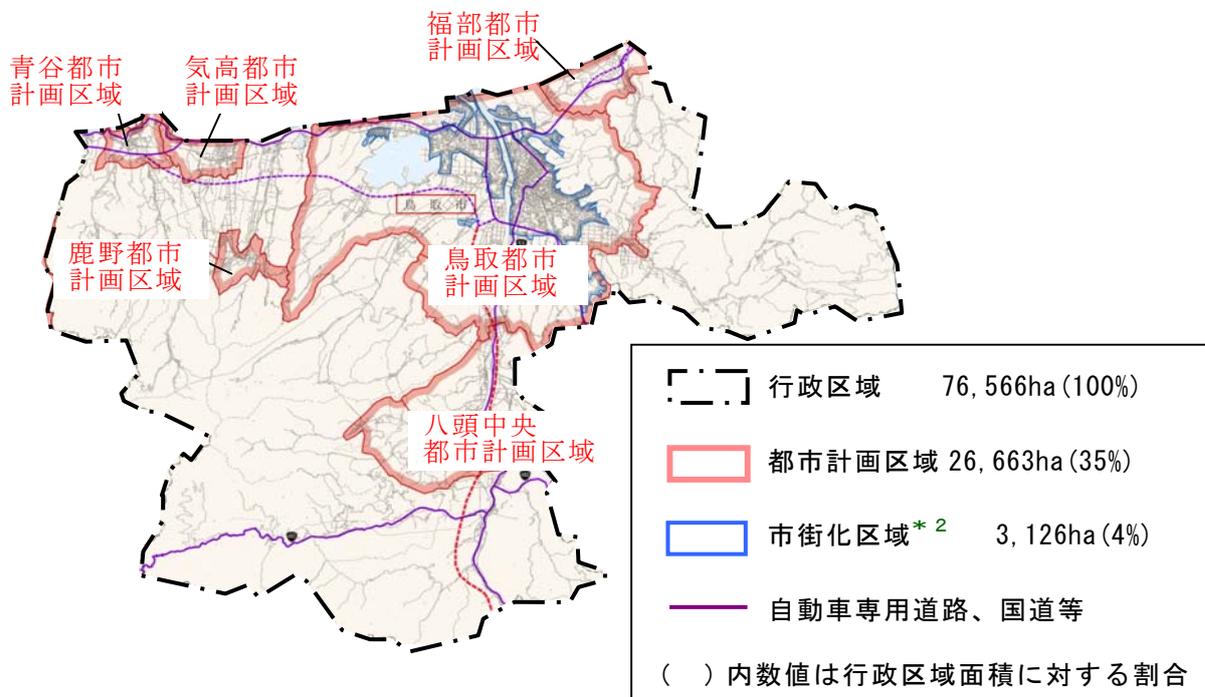
本計画の目標年次は「都市計画マスタープラン」と合わせ「平成37年(2025年)」とし、平成30年を中間年次として設定します。

計画区分	基準年次	中間年次	目標年次
鳥取市都市計画 マスタープラン	平成17年度 (2005年度)	—	平成37年度 (2025年度)
鳥取市緑の基本計画	平成20年度 (2008年度)	平成30年度 (2018年度)	平成37年度 (2025年度)

(2)対象範囲

計画の対象範囲は、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進を総合的かつ計画的に実施することを目的としていることから、主として都市計画区域*¹を基本に計画を策定しますが、合併後の全市的な視点で緑の質と量を計画的に配慮するために、都市計画区域外についても検討するものとします。

■都市計画区域の指定状況



¹ 都市計画区域：市街地や山林、田園地域に至るまで、人や物の動き、都市の発展を見通し、地形などから見て、一体の都市として捉える必要がある区域。

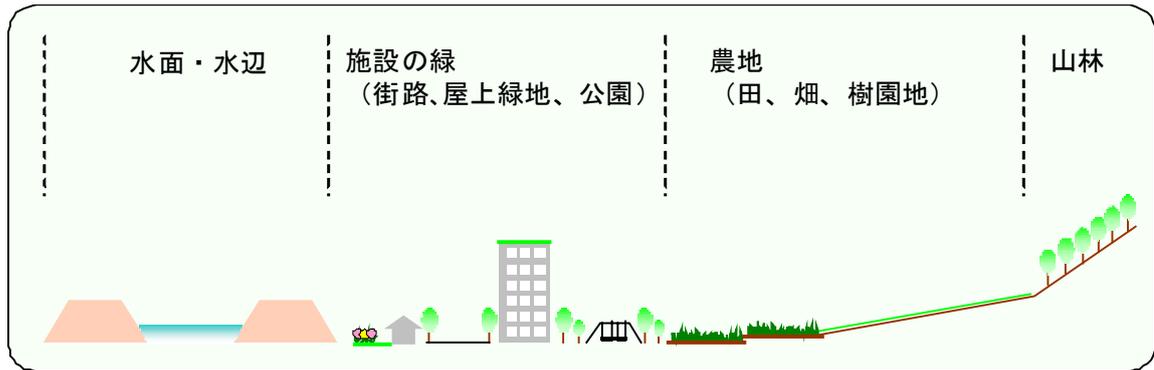
² 市街化区域：すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域（市街化を抑制する区域を市街化調整区域といい、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に分けることを「線引き」と言います。）

(3)対象となる緑

「緑」とは、樹木・草花などの植物やそれらを含む周辺の土地や空間が対象であり、樹林地や草地、水辺地等の「緑地」をはじめ、「緑化」された個人の空間もまちの緑を構成する自然的環境の一つであると考えられます。

このため、本計画においては、公園緑地等の公共公益施設としての緑だけでなく、私有地を含む全ての緑を対象とします。

■対象となる緑のイメージ図



ア 「緑地」とは

「緑地」とは、樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地が、単独で若しくは一体となって、又はこれらに隣接している土地が、これらと一体となって、良好な自然的環境を形成しているものをいいます。(都市緑地法第3条)

公園や広場など一般に利用できる施設として確保されている土地の区域は「施設緑地」、様々な法律に基づく制度によって土地利用や開発などが制限されている土地の区域は「地域制緑地」と区分されています。

■緑地の分類



イ 「緑化」とは

本計画における緑化とは、道路や公園等の公益施設の植栽、私有地の植栽など、緑で被われた空間を形成するための活動やその空間の状態をいいます。

¹ 緑地協定：緑地の保全や緑化の推進に関するきめ細かな約束事を土地所有者全員の合意で結ぶ制度。

² 景観協定：良好な景観形成に関するきめ細かな約束事を土地所有者全員の合意で結ぶ制度。

ウ 緑の機能と役割

緑は自然環境の主要構成要素の一つであると同時に、人間の生活環境要素としても重要であり、様々な機能を持っています。

一般に、都市における緑の役割や機能は、次の4つに分類することができます。

■ 緑の役割と機能

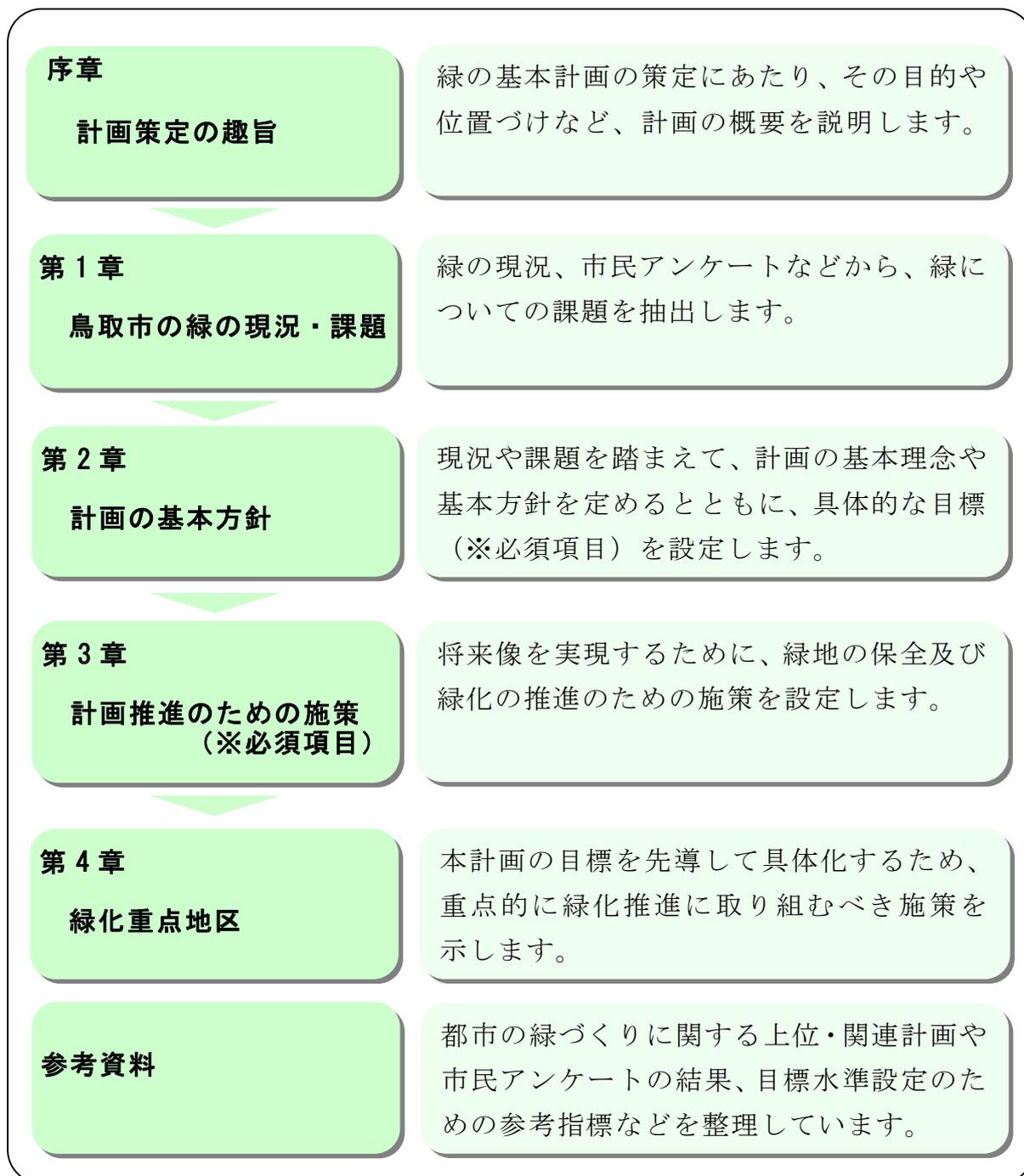


このように緑は良好な環境を保ち、安全で快適な生活空間を営む上で、重要な役割を担っています。

3 . 計画の構成

本計画は、法律に定める計画事項やわかりやすさなどを考慮し、次のような構成とします。

■ 本章の構成



※ 必須項目とは、都市緑地法第4条第2項で、緑の基本計画において必ず定める事項として位置づけられたものです。